

## こころのほし～完璧な親じゃなくていい。もっと子どもの心の声を聴いて～ 会則

### (名 称)

第 1 条 この会は、「こころのほし～完璧な親じゃなくていい。もっと子どもの心の声を聴いて～」と称する。

### (事務所)

第 2 条 この会の事務所は、山口市におく。

### (目 的)

第 3 条 この会は、思春期から青年における子どもに関しての困りごとがあるなどの悩みを持つ家庭が、立ち止まらずに前を向いて進んでいけるよう、親、子、保護者からとにかく話を傾聴する、こころの相談場所とする。子どもたちの心を見守り、支え、子どもたちひとりひとりが自立して社会に旅立てるような支援を目指して行くことを目的とする。この活動を 10 年、20 年後も存続するために、将来には法人組織にして社会に繋がる大きな組織にするため、認知を得ることに努める。

### (活 動)

第 4 条 この会は、第 3 条の目的を達成するために、次の活動および事業を行う。

- ① 思春期から青年における子どもに関する悩みを持つ方の話を傾聴する活動
- ② 思春期から青年における子どもの心や成長の過程を、実体験や知識に基づき伝える活動
- ③ 思春期から青年における子どもたちが自立して社会に旅立てるように支援する活動
- ④ その他、この会の目的を達成するために必要な事業

### (会 員)

第 5 条 この会の主旨に賛同し、入会届を提出し所定の会費を支払ったものを会員とする。

### (役 員)

第 6 条 この会の運営のために、次の役員をおく。

代表（1名）、副代表（欠員）、会計（欠員）、顧問（2名）、学識経験者複数名

### (会 議)

第 8 条 この会の会議は、総会とし、毎年 1 回、年度終了後 2 ヶ月以内に行うものとする。

### (事業年度)

第 9 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

### (その他)

第 10 条 この会則の必要事項の変更および追加等は、協議の上決定する。

### (附 則)

1 この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。